

Q 保険料の決まり方は?

A 65歳以上の方の保険料は、町の介護保険の運営費用などから算出した「基準額」をもとに、所得に応じて段階別に設定されます。

町の介護保険の運営にかかる費用(利用者負担分を除く)
×
65歳以上の方の負担分 23%
÷
町の65歳以上の人数

基準額(年額)

※保険料を決める基準となる額



Q 保険料を納めずにいると...

A 介護サービスの自己負担は、費用の1割が原則※ですが、保険料を滞納すると、期間に応じて下記の①～③の処分が適用されます。

災害や失業などで納付が困難なときは、お早めにご相談ください。

※所得の多い方は自己負担が2割になる場合もあります

① 1年間滞納すると

いったん事業者に費用の全額を支払うこととなります。

いったん費用の全額を事業者に支払い、自己負担以外の払い戻しを受けるには、後日、町への申請が必要です。

② 1年6か月滞納すると

①の払い戻し分は滞納保険料に充てられます。

①の払い戻し分を申請しても、滞納保険料に充てた後の残額しか戻りません。

③ 2年間滞納すると

自己負担が3割に増えます。

自己負担が3割に増えるほか、「高額介護サービス費※等」が支給されません。

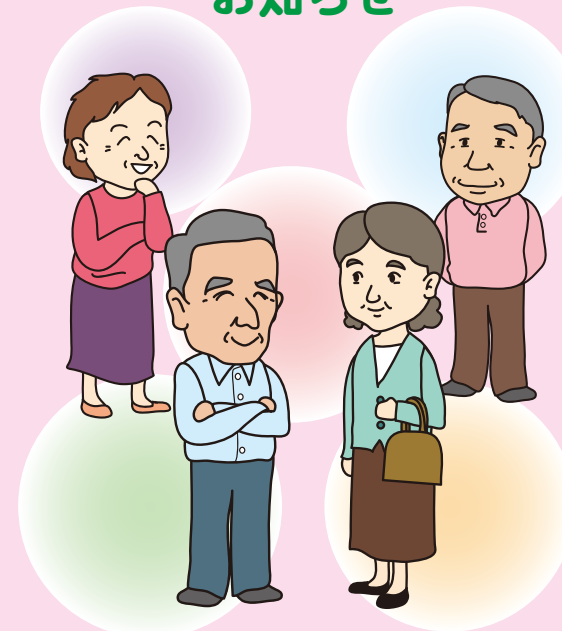
※自己負担の合計月額が上限を超えた場合に支給されます

平成30年度版

65歳以上の方へ

介護保険料は 忘れずに 納めましょう!!

介護保険料の お知らせ



岩内町 民生部 保健福祉課
☎0135(67)7085(直通)

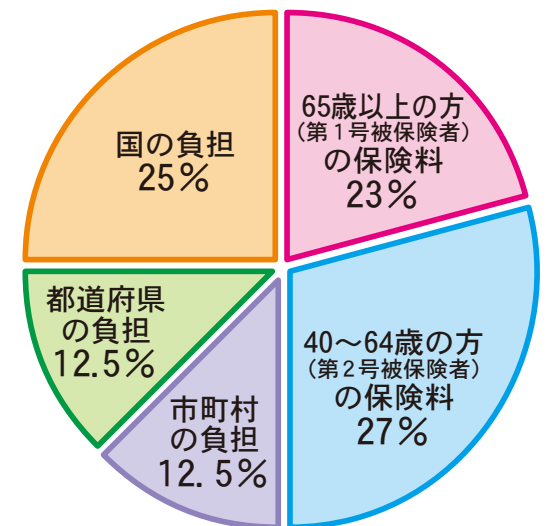
保険料は大切な財源です

保険料は、介護保険を運営していくための大切な財源です。

介護が必要となったときに誰もが安心してサービスが利用できるよう、保険料は必ず納めましょう。

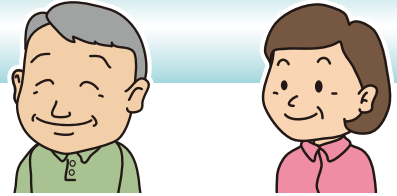
介護保険の財源 (利用者負担分は除く)

財源の半分は保険料です。そのうちの23%が65歳以上の方の納める保険料です。



※平成30～32年度の割合です。

Q あなたの保険料は？



(単位：円)

A

所得段階	対 象 者	年間保険料額
第1段階	生活保護を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている方 世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	32,900
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超え、120万円以下の方	47,600
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える方	54,900
第4段階	世帯の中に住民税課税対象者はいるが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の方	65,900
第5段階	世帯の中に住民税課税対象者はいるが、本人が住民税非課税で、前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える方	73,200
第6段階	本人が住民税課税対象者で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	87,800
第7段階	本人が住民税課税対象者で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	95,200
第8段階	本人が住民税課税対象者で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	109,800
第9段階	本人が住民税課税対象者で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	124,400

◆老齢福祉年金とは

生年月日が大正5年4月1日以前の方で、一定の所得がなく、他の年金を受給していない方に支給される年金です。

◆合計所得金額とは

収入金額から必要経費に相当する金額（収入の種類により計算方法が異なります）を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

保険料の納め方

年金の年額によって、納め方は2種類に分かれます。

年金の年額が **18万円以上**の方

年金から天引きされます
(特別徴収)

年金の定期払い(年6回)の際に、年金の支給額から保険料があらかじめ天引きされます。

天引きの対象となる年金

- 老齢(退職)年金
- 障害年金
- 遺族年金

老齢福祉年金・恩給等については、天引きの対象となりません。

年金の年額が **18万円未満**の方

納付書や口座振替で納めます
(普通徴収)

町から送付される納付書で、金融機関を通じて町に個別に納めます。

口座振替が便利です！

保険料の納め忘れがなく、安心・便利な口座振替がおすすめです。



これらをご持参の上、町内の金融機関か役場⑨番窓口にお申し込みください。

こんなときは一時的に納付書で納めます

年金の年額が18万円以上の方でも、次の場合には一時的に納付書で納めます(普通徴収)。

- 65歳になったとき
- 他の市区町村から転入したとき
- 所得段階の区分が変更になったとき
- 4月1日の時点で年金を受けていなかったとき